

被疑者取調べ監督実施要領の制定について

平成24年1月30日
例規（総）第4号
警察本部長

〔沿革〕 平成26年5月例規（総）第27号
平成30年10月例規（総）第34号
令和元年5月例規（総）第2号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成24年2月1日から実施することとしたので、誤りのないようになされたい。

別添

被疑者取調べ監督実施要領

第1 趣旨

この要領は、被疑者取調べの監督に関し、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「適正化規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義等

この要領における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- 1 被疑者取調べ 取調べ室（これに準ずる場所を含む。以下同じ。）において警察官が行う被疑者の取調べをいう。
- 2 管理システム 千葉県警察取調べ状況管理システムをいい、被疑者取調べ状況の管理に関する事務の処理を行う仕組みであって、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）が管理するものをいう。
- 3 監督対象行為 被疑者取調べに際し、当該被疑者取調べに携わる警察官が、被疑者に対して行う次に掲げる行為をいう。
 - （1）やむを得ない場合を除き、身体に接触すること。
 - （2）直接又は間接に有形力を行行使すること（前（1）に掲げるものを除く。）。
 - （3）殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること。
 - （4）一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること。
 - （5）便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。
 - （6）人の尊厳を著しく害するような言動をすること。

第3 取調べ監督の体制等

1 取調べ監督官

適正化規則第4条第1項に規定する取調べ監督官については、次のとおりとする。

- （1）県本部に置かれる取調べ室に係るものについては、総務部総務課取調べ監督室（以下「取調べ監督室」という。）の警部以上の階級にある者のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- （2）署に置かれる取調べ室に係るものについては、署の警務課の警部以上の階

級にある者のうちから署長が指名する者をもって充てる。

2 監督補助者

- (1) 取調べ監督室、地域部鉄道警察隊、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊及び署に、適正化規則第4条第2項に規定する取調べ監督官の業務を補助するための監督補助者を置くものとする。
- (2) 監督補助者は、警部補以上の階級にある者のうちから所属長が指名する者をもって充てる。
- (3) 県本部の当直長及び当直主任並びに署の当直主任（以下「当直長等」という。）は、前（2）の指名の有無にかかわらず、当直時間帯における取調べ監督官の業務を補助することができるものとする。
- (4) 監督補助者及び当直長等は、取調べ監督官が不在時にその業務を補助した場合は、補助業務終了後、速やかに取調べ監督官に業務を引き継がなければならない。

3 巡察官

適正化規則第8条第1項に規定する巡察官は、取調べ監督室に置く取調べ監督官をもって充てるものとする。

4 取調べ調査官

適正化規則第10条第1項に規定する取調べ調査官は、取調べ監督室の警視の階級にある者のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

5 指名簿の作成等

所属長は、取調べ監督官及び監督補助者を指名した場合は、取調べ監督官・監督補助者指名簿（別記第1号様式）を作成し、総務課長に報告しなければならない。

第4 被疑者取調べの監督

1 被疑者取調べ監督結果の報告

- (1) 取調べ監督官は、適正化規則第6条第1項に規定するその他の方法として視認を行った場合は、その結果を速やかに管理システムに入力すること。
- (2) 所属長は、前（1）による被疑者取調べの視認結果について、視認結果一覧表（別記第2号様式）により、総務課長に報告しなければならない。
- (3) 前（2）の報告は、管理システムに入力することをもって代えることができる。
- (4) 取調べ監督官は、適正化規則第6条第2項の規定による確認結果の通知をしたときは、当該通知の結果を管理システムに入力し、その経過を明らかにしておかななければならない。
- (5) 所属長は、適正化規則第6条第3項又は第4項の規定に基づく措置を講じた場合は、措置要請結果報告書（別記第3号様式）を作成し、総務課長を経由して本部長に報告しなければならない。

2 被疑者取調べに関する苦情の通知等

- (1) 被疑者取調べに関する苦情の申出を受けた職員は、苦情の取扱いに関する訓令（平成13年本部訓令第13号）に基づき適切に受理するとともに、その内容を速やかに取調べ監督官に通知しなければならない。

(2) 前(1)の通知を受けた取調べ監督官は、当該被疑者取調べに関する苦情の内容を速やかに所属長に報告するものとし、報告を受けた所属長は、総務課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(3) 所属長は、被疑者取調べに関する苦情の処理に当たっては、総務課長、総務部広報県民課長その他関係所属長と緊密に連携を図り、適切に処理しなければならない。

3 巡察結果の報告

総務課長は、適正化規則第8条の規定に基づく巡察を行った場合は、巡察結果報告書(別記第4号様式)を作成し、本部長に報告しなければならない。

4 被疑者取調べ状況等の報告

(1) 被疑者取調べの予定及び結果の入力

交通部交通機動隊及び交通部高速道路交通警察隊の捜査主任官並びに署の事件主管課長(以下「捜査主任官等」という。)は、被疑者取調べを行う場合は、その予定及び結果を確実に管理システムに入力すること。

(2) 被疑者取調べ状況の報告

捜査主任官等は、被疑者取調べの予定及び結果の報告について、取調べ状況一覧表(別記第5号様式)により、取調べ監督官を経由して所属長に報告するものとし、報告を受けた所属長は、総務課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(3) 前(2)の捜査主任官等及び所属長の報告は、管理システムに入力することをもって代えることができる。

5 調査

(1) 取調べ調査官は、適正化規則第10条の規定による調査を行うときは、取調べ監督官に協力させるものとする。

(2) 取調べ調査官は、調査終了後、速やかに調査結果報告書(別記第6号様式)により本部長に報告しなければならない。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

以下様式省略